

期限内に 平成7年

# 正しい申告と納税を

所得税の申告は3月15日(金)まで

消費税の申告は4月1日(月)まで



平成7年分の所得税・市県民税・事業税の確定申告は、2月16日から3月15日までです。また消費税の確定申告は、1月1日から4月1日までです。申告期限間際は大変混雑します。できるだけお早めに...

## 所得税

### 申告の必要な人

所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金です。

申告の必要な人は：

- (1) 事業を営んでいる人や貸家などの不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで、平成7年中の所得金額の合計額が所得税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人
- (2) サラリーマンは、次のいずれかに該当する人
  - ① 給与の年収が2千万円を超える人
  - ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人
  - ③ 2カ所以上から給与を受けている人
- (3) 退職所得のある人

退職所得については、その支払を受ける際の源泉徴収の段階では、特別減税の適用がありません。このため、退職所得から源泉徴収